

健康保険被保険者証の廃止に伴う 入札時の技術者等の雇用関係の確認方法について

令和 6 年 1 2 月

令和 6 年 1 2 月 2 日から、現行の健康保険被保険者証（以下、「保険証」という。）の新規発行が廃止され、1 年間の経過措置を経て、マイナンバーカードへ移行するものとされています。

つきましては、一般競争入札等における入札参加資格確認書類として定めている、配置予定技術者等の雇用関係を確認できる書類について、令和 6 年 12 月 2 日以降、下記のとおり取扱うものとします。

1 保険証の取扱いについて

保険証使用について 1 年間の経過措置が設けられていることから、経過措置期間中（令和 7 年 12 月 1 日まで）かつ当該保険証の有効期限内に限り、引き続き保険証による確認を可とします。なお、経過措置期間後は保険証による確認は行うことができません。

※これに代わる確認方法等について、国から基準が示された場合は、改めてお知らせします。

2 その他の確認書類について

保険証以外の確認書類については、これまでと同様の取扱いとします。

【参考】「現場代理人及び技術者に関する留意事項」より抜粋

7 現場代理人及び監理技術者等の確認資料

（1）直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

- ① 監理技術者資格者証（表・裏）の写し ※所属業者が記載されていること
- ② 健康保険被保険者証の写し ※所属業者が記載されていること
- ③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ④ 住民税特別徴収税額通知書の写し
- ⑤ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

館山市役所 総務部管財契約課

Tel 0470 (22) 3296

e-mail kankei@city.tateyama.chiba.jp